



島根県報

令和3年10月29日（金）

号外 第 129 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財務監査の結果の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和2年度会計に係る財務監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月29日

島根県監査委員	白 石 恵 子
同	加 藤 勇
同	大 國 羊 一
同	三 島 明

財務監査の結果に関する報告**第1 監査の概要****1 監査の対象事務**

令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。実施に当たっては、「現金収入事務の適正化について」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として令和2年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和2年度下半期に行う関係上、令和元年度下半期から令和2年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関85機関の全てについて実地監査^{※1}を行った。また、地方機関は、対象機関139機関のうち、60機関について実地監査を、残り79機関について書面監査^{※2}を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を優先・徹底し、その範囲内での活動としたことから、県外及び離島の機関は、テレビ会議システムを利用して行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	監査実施方法	
			実地監査	書面監査
本 庁 等	85	85	85	—
地方機関	139	139	60	79
計	224	224	145	79

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 令和3年7月19日から同年9月3日まで (別紙1のとおり)

地 方 機 関 令和2年12月21日から令和3年3月19日まで及び

令和3年6月1日から同年8月6日まで (別紙2及び3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが11件、支出に関するものが5件、財産に関するものが3件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが116件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	11	5	0	0	3	19	3
指示事項	0	44	16	21	0	35	116	87
合 計	0	55	21	21	0	38	135	90

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

(3) 重点的監査事項

現金収入事務の適正化について

現金収入事務は、違法行為、不正、ミス等のリスクを常に伴っており、取扱いを誤ると重大な問題を引き起こす可能性があるため、細心の注意を払って事務を執行する必要がある。

今回の財務監査では、現金収入に係る事務処理について、その手順や整備状況、リスク管理や内部統制が有効に機能しているかなどについて調査、把握する観点から、出納員又は収入分任出納員が置かれている128機関を対象に、重点的監査事項として監査を行った。

その結果、各所属では、現金収入に係る事務処理マニュアル等は概ね整備されていたが、領収証書の発行漏れや金額を訂正して発行したものなどの不備が見られた。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 調定額を誤っているもの

ア 元東部農林振興センター中海干拓営農部の駐車場用地に係る普通財産貸付料について、誤って算定しているものがあった。

正当額	40,890円
調定済額	58,498円
差額	17,608円
外3件	

(農業経営課)

イ 令和元年度急傾斜地崩壊対策事業市町村負担金について、負担率を誤って算定したため、還付加算金が発生していた。

正当額	1,250,000円
納入済負担金額	2,500,000円
返還金額	1,250,000円
還付加算金	8,300円

(砂防課)

ウ 平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされた出産入院時の差額ベッド料等について誤って課税扱いとしていたため、遅延損害金が発生していた。

対象期間	平成26年1月1日から令和2年7月31日
令和2年度に返金した消費税誤徴収額	5,003,181円
令和2年度に返金した対象者数	1,393人
令和2年度に返金した遅延損害金	880,589円

(中央病院)

② 領収証書等を発行していないもの

ア 別府港の係船料について、領収証書を発行していないものがあった。

(隠岐支庁県土整備局)

イ 調査書の証明交付手数料について、領収証書を発行していないものがあった。

(津和野高等学校)

③ 領収証書の金額を訂正しているもの

ア 竹島関係資料代金について、金額を訂正して発行された領収証書があった。

(総務課)

イ 島根県職員会館に係る利用料金について、金額を訂正して発行された領収証書があった。

(人事課)

④ 書き損じの領収証書の処理方法を誤っているもの

ア 情報公開資料複写に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を廃棄しているものがあった。

(総務課)

イ 図書館資料複写に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を破棄しているものがあった。

(図書館)

ウ 卒業証明書等の発行に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を破棄しているものがあった。

(松江農林高等学校、江津高等学校)

(2) 支出関係事務

① 支出すべきものが支出されていないもの

医師の宿日直勤務について、勤務実態が宿日直許可基準を満たさず時間外勤務手当を支給すべき状態があった。

対象期間	平成30年度から令和元年度
対象者数	135人
時間外勤務手当支給額	179,236,485円

(中央病院)

② 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの

ア 建築物外壁劣化診断業務に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金	1,000,580円
法定納期限	令和3年2月10日
支払日	令和3年3月1日
延滞税	1,300円
不納付加算税	50,000円

(管財課)

イ 給与等に係る源泉所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税が発生していた。

対象元金	3,727,080円
法定納期限	令和2年8月11日
支払日	令和2年8月26日
延滞税	3,900円

(こころの医療センター)

③ 公金振替が正しく行われず、損害賠償金が発生したもの

日々雇用調理員の雇用保険料について、被保険者に該当しない者から引き去ったため、時効成立分について損害賠償金が発生した。

対象期間	平成27年度及び平成28年度
------	----------------

支払日 令和元年12月25日
損害賠償金 9,982円

(浜田児童相談所)

④ 正当債権者に支払っていないもの

- 会計年度任用職員の報酬について、支払口座の設定を誤り、他人の口座に振り込んでいた。

対象期間 令和2年4月
報酬額 159,200円
正当債権者への支払日 令和2年4月28日
外2件

- 職員の旅費について、支払口座の設定を誤り、他人の口座に振り込んでいた。

対象期間 平成30年度から令和2年度
旅費額 624,959円
正当債権者への支払日 令和2年8月31日及び令和2年9月3日

(総務事務センター)

(3) 財産関係事務

- ① 行政財産の使用許可手続をしていないもの

構築物の設置にあたり使用許可手続をしていなかった。

(平田高等学校)

- ② 行政財産の使用許可手続を誤っているもの

港湾施設内職員駐車場の使用許可手続について、行政財産の目的外使用許可として取り扱うべきところを、島根県港湾施設条例に基づき使用許可を行い、月額として定額を事前調定すべきところを使用実績により事後に調定を行っていた。

(隠岐支庁県土整備局)

- ③ 道路占用料について、減免をせず、又は徴収率を誤り、徴収していたため、還付加算金が発生していた。

- 松江だんだん道路高架下駐車場

対象期間 平成29年度から平成30年度
正当額 233,791円
徴収済金額 467,583円
返還金額 233,792円
還付加算金 7,300円

- 地下電線類（地下管路）

対象期間 平成27年度から平成30年度
正当額 60,868円
徴収済金額 362,986円
返還金額 302,118円
還付加算金 15,000円

(松江県土整備事務所)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入について、収入調定の時期が1か月以上遅延したものや、書き損じ領収証書に「書損」処理をしていないものがあった。

(2) 支出関係事務

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為書を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上遅延したものがあった。

(3) 契約関係事務

契約書に収入印紙の貼付をしていないものなど、契約手続きが適当でないものがあった。

(4) 財産関係事務

① 財産事務

行政財産の使用許可期間に誤りがあるものなど、使用許可手続きが適当でないものがあった。

② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、記帳内容が適当でないものがあった。

意見

第1 本年度の意見

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）

今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。

かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、昨年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。

また、今回の監査において、指摘、指示事項のあった所属の中には、庶務事務の見直しで内部管理部門の簡素化が進んだことや、中途採用者が増え、庶務や経理を経験しない職員がいることを不備が生じた要因に挙げるところもあった。

こうした中、職員への会計事務の習熟を図るため、所属独自で研修を企画、実施しているところや、出納局主催の会計事務研修を課内でオンラインで受講できるよう取り組んでいるところもあった。

については、出納局にあっては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会充実や研修動画の配信などを検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれない。

(2) 物品管理の適正化（各執行機関、出納局）

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。

(3) 現金収入事務の適正化（各執行機関、出納局）

現金収入事務は、昨年度から運用が始まった内部統制制度では、最もリスクのある事務の一つである。

現金収入事務が見込まれるほとんどの所属では、リスク評価シートへ当該事務に関し記載されており、また、事務処理方法を記載したマニュアル等が整備され、所属長等による定期的なチェックが行われていた。

一方で、失念あるいは近年、事務の実績がないという理由から、リスクとして認識されていないところ、マニュアル等や所属長等による定期的なチェック体制が整備されていないところもわずかながらあった。

そうした中、各所属では、領収した現金等は金庫等で適正に管理されていたが、領収証書の発行漏れや金額を訂正して交付したもの、書き損じの領収証書の処理方法が適当でないもの、現金出納簿への記帳漏れ、記帳誤りなど

の不備が見受けられた。

これらの事務処理は、いずれも会計規則等に記載されている内容であり、ミスの主な原因は、担当者の知識不足や組織における支援体制の不備と認められる。

については、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、事務処理の徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、出納員その他の会計職員に対する研修や会計検査の機会を利用し、現金収入事務を取扱う所属への指導に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の運用（人事課）

昨年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まった。

運用開始初年度であったことから、多くの所属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリスク評価シートの情報共有による注意喚起を図っている。

また、昨年度の監査では、リスク評価シートをどのように活用したらよいかわからないという所属がほとんどであったが、今回の監査では、起案時や決裁時のチェック項目として活用しているところ、3か月に1回程度、内容確認や点検・検討を行っているところなどがあった。このほか、規模の大きい地方機関では、リスク評価シートに担当課を追記しているところ、リスクごとに、どの課が該当しているのか確認できる一覧を作り職員へ配布しているところがあるなど工夫が見られた。

一方で、内部統制については、まだ手探り状態という所属もあり、取組には濃淡が見受けられる。また、他所属で取り組まれている効果的な事例を参考にしたいとの意向を持つ所属もあった。

については、内部統制制度を進めるに当たり、各所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共有するなど、さらに効果的な運用となるよう取り組まれたい。

(2) コロナ禍における事業の執行（各執行機関）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。

こうした業務負担に対応するため、全庁で業務を分担するとともに、令和2年度中に実施予定であった計画改定等のうち、可能なものは1年先送りすることとされた。

また、感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされたほか、各種会議やイベント、研修、相談会などで事業の中止、縮小等の影響が発生した。

これら先送りされた計画改定等や事業執行への影響について、監査の中で状況を確認したが、計画改定等はすべて令和3年度に策定予定で準備が進められているということであった。

また、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。さらにオンラインに対応できない方への対応として、市町村の協力を得て、役場等を会場に開催している事例もあった。

については、コロナ禍における事業の執行に当たっては、これまでの前例にとらわれることなく、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率的な執行に努められたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

1 財務監査の結果に関する意見

- (1) 会計事務の適正化について
- (2) 物品管理の適正化について
- (3) 現金収入事務の適正化について

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

- (1) 内部統制制度の運用について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした業務改善について

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

該当なし

2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- 1 (1) 会計事務の適正化について
- 1 (2) 物品管理の適正化について
- 1 (3) 現金収入事務の適正化について
- 2 (1) 内部統制制度の運用について
- 2 (2) 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした業務改善について

3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

別紙 1

令和2年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和3年8月16日
	女性活躍推進課	令和3年7月19日
	秘書課	令和3年7月21日
	広聴広報課	令和3年7月28日
	統計調査課	令和3年8月2日
総務部	総務課	令和3年8月19日
	人事課	令和3年7月20日
	財政課	令和3年7月21日
	税務課	令和3年7月28日
	管財課	令和3年8月2日
	営繕課	令和3年7月26日
	総務事務センター	令和3年8月16日
防災部	消防総務課	令和3年7月28日
	防災危機管理課	令和3年7月28日
	原子力安全対策課	令和3年7月21日
地域振興部	地域政策課	令和3年8月18日
	しまね暮らし推進課	令和3年7月29日
	中山間地域・離島振興課	令和3年7月19日
	市町村課	令和3年8月16日
	情報政策課	令和3年7月21日
	交通対策課	令和3年7月29日
	環境生活部	環境生活総務課
	人権同和対策課	令和3年7月19日
	文化国際課	令和3年7月20日
	スポーツ振興課	令和3年7月21日
	自然環境課	令和3年7月28日
	環境政策課	令和3年7月26日
	廃棄物対策課	令和3年7月26日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和3年9月3日
	地域福祉課	令和3年8月2日
	医療政策課	令和3年8月4日
	健康推進課	令和3年7月26日
	高齢者福祉課	令和3年7月21日
	青少年家庭課	令和3年7月28日
	子ども・子育て支援課	令和3年7月28日
	障がい福祉課	令和3年8月2日
	薬事衛生課	令和3年8月18日
農林水産部	農林水産総務課	令和3年8月16日
	農業経営課	令和3年7月30日
	産地支援課	令和3年7月19日
	農畜産課	令和3年7月21日
	農村整備課	令和3年8月4日
	農地整備課	令和3年8月4日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	林業課	令和3年7月20日
	森林整備課	令和3年7月20日
	水産課	令和3年8月2日
	沿岸漁業振興課	令和3年8月2日
商工労働部	商工政策課	令和3年8月16日
	観光振興課	令和3年7月21日
	しまねブランド推進課	令和3年7月21日
	産業振興課	令和3年7月28日
	企業立地課	令和3年7月29日
	中小企業課	令和3年8月4日
	雇用政策課	令和3年7月30日
土木部	土木総務課	令和3年8月19日
	技術管理課	令和3年7月26日
	用地対策課	令和3年7月28日
	道路維持課	令和3年8月2日
	道路建設課	令和3年8月2日
	高速道路推進課	令和3年8月2日
	河川課	令和3年7月29日
	斐伊川神戸川対策課	令和3年7月29日
	港湾空港課	令和3年7月30日
	砂防課	令和3年7月20日
	都市計画課	令和3年8月3日
	下水道推進課	令和3年7月8日
	建築住宅課	令和3年7月19日
出納局	令和3年8月19日	
企業局	令和3年7月8日	
病院局	令和3年7月16日	
議会事務局	令和3年8月3日	
教育委員会	総務課	令和3年8月16日
	教育施設課	令和3年7月20日
	学校企画課	令和3年7月26日
	教育指導課	令和3年7月28日
	特別支援教育課	令和3年7月30日
	保健体育課	令和3年7月21日
	社会教育課	令和3年8月16日
	人権同和教育課	令和3年7月19日
	文化財課	令和3年8月4日
福利課	令和3年7月30日	
公安委員会	警察本部	令和3年7月21日
人事委員会事務局	令和3年8月4日	
監査委員事務局	令和3年7月28日	
労働委員会事務局	令和3年7月28日	

計	85機関
---	------

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

別紙2

令和2年度会計・財務監査実施機関及び実施期日
(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	☆隠岐支庁県民局	令和3年6月3日
	☆隠岐支庁隠岐保健所	令和3年6月1日
	☆隠岐支庁農林水産局	令和3年6月3日
	☆隠岐支庁県土整備局	令和3年6月3日
	東部県民センター	令和3年6月7日
	東部県民センター 出雲事務所	令和3年6月7日
	☆東京事務所	令和3年7月2日
	公文書センター	令和3年1月13日
防災部	消防学校	令和3年1月26日
地域振興部	中山間地域研究センター	令和3年1月19日
環境生活部	芸術文化センター	令和3年1月20日
健康福祉部	雲南保健所	令和3年1月19日
	県央保健所	令和3年2月2日
	保健環境科学研究所	令和3年1月13日
	出雲児童相談所	令和3年1月22日
	益田児童相談所	令和3年1月15日
	わかたけ学園	令和3年1月26日
	女性相談センター	令和3年1月20日
農林水産部	東部農林水産振興センター	令和3年7月5日
	東部農林水産振興センター 出雲事務所	令和3年7月5日
	東部農林水産振興センター 松江家畜衛生部	令和3年7月5日
	西部農林水産振興センター	令和3年7月13日
	畜産技術センター	令和3年1月15日
商工労働部	☆大阪事務所	令和3年7月2日
	☆広島事務所	令和3年7月2日
	産業技術センター	令和3年2月5日
	西部高等技術校	令和3年1月15日
土木部	松江県土整備事務所	令和3年6月7日
	雲南県土整備事務所	令和3年7月5日
	出雲県土整備事務所	令和3年6月4日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土木部	県央県土整備事務所	令和3年6月4日
	益田県土整備事務所	令和3年7月13日
	出雲空港管理事務所	令和3年1月22日
	宍道湖流域 下水道事務所	令和3年7月8日
企業局	東部事務所	令和3年7月8日
	西部事務所	令和3年7月8日
病院局	中央病院	令和3年7月16日
	こころの医療センター	令和3年7月16日
教育委員会	松江教育事務所	令和3年1月20日
	☆隠岐教育事務所	令和3年6月1日
	浜田教育センター	令和3年1月28日
	図書館	令和3年1月13日
	古代出雲歴史博物館	令和3年1月22日
	情報科学高等学校	令和3年1月29日
	宍道高等学校	令和3年1月26日
	三刀屋高等学校	令和3年1月19日
	出雲商業高等学校	令和3年1月15日
	邇摩高等学校	令和3年2月2日
	江津高等学校	令和3年1月28日
	益田翔陽高等学校	令和3年1月15日
	☆隠岐島前高等学校	令和3年6月1日
	盲学校	令和3年1月20日
松江ろう学校	令和3年2月5日	
出雲養護学校	令和3年1月15日	
☆隠岐養護学校	令和3年6月1日	
松江緑が丘養護学校	令和3年1月29日	
公安委員会	松江警察署	令和3年2月5日
	安来警察署	令和3年1月29日
	大田警察署	令和3年2月2日
	江津警察署	令和3年1月28日

計	60 機関
---	-------

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

(注) ☆は、テレビ会議システムを利用して実施

別紙3

令和2年度会計・財務監査実施機関及び実施期日
(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関
総 務 部	東部県民センター雲南事務所
	西部県民センター
	西部県民センター県央事務所
	西部県民センター益田事務所
	自治研修所
環境生活部	美 術 館
健康福祉部	出雲保健所
	浜田保健所
	益田保健所
	島根あさひ社会復帰 促進センター診療所
	中央児童相談所
	浜田児童相談所
	心と体の相談センター
	食肉衛生検査所
農林水産部	東部農林振興センター雲南事務所
	東部農林振興センター出雲家畜衛生部
	西部農林振興センター川本家畜衛生部
	西部農林振興センター益田家畜衛生部
	西部農林振興センター県央事務所
	西部農林振興センター益田事務所
	農業技術センター
	農 林 大 学 校
	松江水産事務所
	水産技術センター
商工労働部	東 部 高 等 技 術 校
土 木 部	浜田県土整備事務所
	浜田港湾振興センター
	浜田河川総合開発事務所
教育委員会	出雲教育事務所
	浜田教育事務所
	益田教育事務所
	島根県教育センター
	東部社会教育 研修センター
	西部社会教育 研修センター
	青少年の家
	少年自然の家
	埋蔵文化財調査センター
	安来高等学校
	松江北高等学校
	松江南高等学校

部 局	監査実施機関
教育委員会	松江東高等学校
	松江工業高等学校
	松江商業高等学校
	松江農林高等学校
	大東高等学校
	横田高等学校
	飯南高等学校
	平田高等学校
	出雲高等学校
	出雲工業高等学校
	出雲農林高等学校
	大社高等学校
	大田高等学校
	島根中央高等学校
	矢上高等学校
	江津工業高等学校
	浜田高等学校
	浜田商業高等学校
	浜田水産高等学校
	益田高等学校
	吉賀高等学校
	津和野高等学校
	★隠岐高等学校
★隠岐水産高等学校	
浜田ろう学校	
松江養護学校	
石見養護学校	
浜田養護学校	
益田養護学校	
松江清心養護学校	
江津清和養護学校	
公安委員会	雲南警察署
	出雲警察署
	川本警察署
	浜田警察署
	益田警察署
	津和野警察署
	★隠岐の島警察署
	★浦郷警察署

監査実施期日	隠岐地区以外の機関 令和2年12月21日～令和3年8月5日
	隠岐地区の機関(★) 令和3年6月25日～令和3年8月6日

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施